

兵庫県公報

平成30年9月28日 金曜日 第 3041 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 道路の区域の変更（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5

公 告

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9

病院局公告

○ 兵庫県立尼崎総合医療センターの医師事務作業補助者体制整備に関する業務プロポーザルの実施（県立尼崎総合医療センター）	10
○ 特定保険材料の消費実績と医事請求の整合分析及び「診療材料委員会」開催支援等業務に係る公募型プロポーザルの実施（同）	12

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	15
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	15

告 示

兵庫県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

中郷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 佐 當 久	豊岡市中郷1595番地
同	丸 岡 正 夫	同 市中郷1706番地
同	河 本 弘 美	同 市中郷1591番地
同	森 本 富 男	同 市中郷1677番地
同	武 中 均	同 市中郷1613番地の1
同	新 田 義 孝	同 市中郷1491番地

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 3 号	篠山市福住字岩谷70番2から 同 市福住字岩谷70番2まで	旧	21.0から 68.0まで	167.0	
		新	29.0から 71.0まで	167.0	

兵庫県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年9月28日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 9 月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 372号	加東市河高字蛭田2521番1から 同市河高字東大蔵2642番1まで	旧	10.0から 50.0まで	191.0	
		新	10.0から 69.0まで	191.0	一部 予定地

兵庫県告示第844号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年 9 月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
武田尾(2) I (105000121)	西宮市武田尾温泉（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
武田尾(1) I (105000122)	西宮市武田尾温泉（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
名塩(7) I (105000123)	西宮市塩瀬町名塩（別図 3 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
青葉台二丁目 I (105000152)	西宮市青葉台二丁目（別図 4 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
青葉台一丁目(2) I (105000154)	西宮市青葉台一丁目（別図 5 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり

宝生ヶ丘(1)Ⅰ (105000161)	西宮市宝生ヶ丘一丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
天狗谷Ⅱ (205000041)	西宮市塩瀬町生瀬(別図7のとおり)	土石流	別図7のとおり

(別図１から別図７までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第845号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年 9 月28日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30但馬位置 0003号	30. 9. 13	豊岡市中陰字下ツノベ516番 1 の一部	5. 00	35. 00

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年 9 月28日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) アグロガーデン新飾西店
所在地 姫路市飾西字三反長258番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ホームセンターアグロ
住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1
代表者の氏名 安 黒 嘉 宣
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ホームセンターアグロ
住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1
代表者の氏名 安 黒 嘉 宣
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,251平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(i) 駐車場の収容台数
154台